

令和8年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

平素は、市税につきまして格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供される資産(償却資産)の所有者についても課税されることになっております。

償却資産の申告は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産を、その年の1月31日までに申告することになっておりますが、事務処理の都合上、令和8年1月15日(木)までに提出してくださるようご協力をお願いします。

資産の多少・異動の有無にかかわらず申告は必要です。

※自治体情報システムの標準化に伴い、令和8年度申告分より申告書・種類別明細書の様式及び記入方法が一部変更となっております。以前よりご申告をいただいている方につきましても本手引をご確認のうえ、ご記入をお願いいたします。



愛 知 県 弥 富 市

令和8年度償却資産（固定資産税）の申告について

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方は

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートの貸し付け、太陽光発電などの事業を行っている方で、毎年1月1日現在に弥富市内に事業用の償却資産を所有している方です。

償却資産の分離課税について

平成16年4月1日以後に家屋の所有者以外の者が取り付けた内装等附帯設備については、取り付けた者の事業の用に供する資産であれば、取り付けた者を所有者とみなしますので、償却資産の申告が必要になります。

2 提出書類

償却資産申告書（提出用）及び種類別明細書（増減資産用）（提出用）

※ 前年中に異動があった資産を種類別明細書（増減資産用）に記入し、提出してください。記入方法は6ページ以降を参照してください。

※ 他の用紙を使用されるときは、本市から送付した償却資産申告書等を修正せず、そのまま添付してください。

3 提出期限

令和8年2月2日(月)

※ 事務処理の都合上、1月15日(木)までに提出して下さるようご協力をお願いします。

4 提出先及び問合せ先

弥富市役所 総務部 税務課 資産税グループ

愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地（〒498-8501）

電話〈0567〉65-1111(代) 内線 212・213・214

市ホームページでは、償却資産申告書等の各様式をダウンロードすることができます。

※ 申告書を郵送される方で控用に受付印を必要とされる場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください(受付印は、申告書のみです)。同封されていない場合は、返送いたしかねますのでご注意ください。

5 申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられることがあります。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が所得税法又は法人税法の規定により所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で所得税又は法人税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようなものがあります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)等
第3種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます。
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- 企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産。
- 企業会計上、建設仮勘定に計上されている資産。
- 所得税又は法人税法上、減価償却が終わり、備忘価額（1円）のみが計上されている資産。
- 遊休資産及び未稼働資産。
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等した資産（中小企業者等の少額資産の損金算入の特例、グリーン投資減税等）。
- 改良、修繕のために支出した金額のうち、資本的支出に該当し、税務会計上、資産計上されている資産（改良等を加えた本体の取得価額とは合算せず、当該改良費、修繕費を一つの資産とみなして、別個に記載してください。）。

※ 以下のものは、償却資産の申告の対象にはなりません。

- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの。（所得税法施行令138、法人税法施行令133）
- 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し損金又は必要な経費に算入されたもの。（所得税法施行令139①、法人税法施行令133の2①）

2 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

3 課税標準額

賦課期日現在における全資産の決定価格の合計が課税標準額となります。ただし、特例が適用される資産がある場合は、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

4 耐用年数の変更（平成20年度税制改正）

平成20年度の税制改正により、機械及び装置を中心に資産区分の変更（390区分→55区分）が行われ、法定耐用年数も見直されましたが、償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされています。資産の取得時に遡って再計算するものではありませんので、ご注意ください。

5 免税点

全資産の課税標準額が、150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

6 税率

税率は1.4 / 100（固定資産税標準税率）です。

7 納期

年税額を4月・7月・12月・翌年2月の4回に分けて、納めていただくことになります。

8 実地調査について

平成18年度税制改正において、市町村長の国税資料（所得税又は法人税に関する書類）の閲覧等が法定化され（地方税法354の2）、国税と市税（償却資産）の申告内容の比較が可能になりました。これにより、申告された内容について地方税法第408条の規定に基づいて調査等を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、調査の結果によっては、その年度だけでなく過去に遡って課税することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋評価の対象となるため、償却資産には該当しません。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 評価額の計算方法

償却資産の評価に際しては取得時期、取得価額及び耐用年数が基本になります。

償却資産の評価額は、次の算式により求めます。

- (1) 前年中（令和7年中）に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{「前年中取得」の減価残存率}$$

- (2) 前年前（令和6年以前）に取得した償却資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{「前年前取得」の減価残存率}$$

(参考)

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中 取得	前年前 取得		前年中 取得	前年前 取得		前年中 取得	前年前 取得
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	25	0.956	0.912
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	35	0.968	0.936
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	40	0.972	0.944
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	45	0.975	0.950
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	50	0.977	0.955
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

2 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2又は同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例は、重要基礎産業の発達促進、企業設備の近代化、原価引下げ等により国際競争力を高める等の見地から、設けられているものです。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税特例適用申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

※「固定資産税特例適用申請書」は、市ホームページからダウンロードできます。

課税標準の特例の対象となる主な償却資産の例

根拠条項	特例対象資産	特例割合	取得期間	添付書類
法附15条1項2号	特定倉庫に附属する機械設備 ①貨物自動車関係情報自動解析装置 ②到着時刻表示装置 ③特定搬出用自動運搬装置	最初の5年間 (附属機械設備) ① 1 / 2 ②・③ 3 / 4	令和6年4月1日から 令和8年3月31日の間	総合効率化計画認定 通知書(写)
法附15条2項1号	汚水または廃液の処理施設	1 / 2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日の間	特定施設設置(使用・ 変更)届出書(写)
法附15条2項2号	ごみ処理施設	1 / 2	令和6年4月1日から 令和8年3月31日の間	一般廃棄物処理施設 設置許可書(写)
法附15条25項	特定再生可能エネルギー発電 設備 (例) 太陽光発電	最初の3年間 2 / 3 ※1,000kw未満 最初の3年間 3 / 4 ※1,000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31日の間	補助金交付決定通知 書(写)
旧法附15条44項	先端設備等導入計画に基づき 新規取得した機械設備	最初の3年間 1 / 2 最初の4年間 1 / 3 ※賃上げ方針を表明 した場合	令和6年4月1日から 令和7年3月31日の間	先端設備等導入計画 (写) 先端設備等導入計画 に係る認定書(写) 投資計画に関する確 認書(写) 従業員へ賃上げ方針 を表明したことを証 する書面(写)
法附15条43項	先端設備等導入計画に基づき 新規取得した機械設備 ※賃上げ方針を計画内に位置付 けて従業員に表明した場合	最初の3年間 1 / 2 ※1.5%以上の賃 上げ方針を表明 した場合 最初の5年間 1 / 4 ※3%以上の賃上 げ方針を表明し た場合	令和7年4月1日から 令和9年3月31日の間	先端設備等導入計画 (写) 先端設備等導入計画 に係る認定書(写) 投資計画に関する確 認書(写) 従業員へ賃上げ方針 を表明したことを証 する書面(写)

※この表については主な特例のみ例示したもので、全ての特例を記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、税務課資産税グループまでお問い合わせください。

(注) 課税標準の特例を受ける資産は、特例の適用を受けない資産と区別して別の行に記入してください。

3 割賦販売、リース資産について

(1) 割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有権が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。(地方税法第342条第3項)

(2) リース資産

リース資産（ファイナンスリース）については、通常リース会社からの申告となり、申告の必要はありません。ただし、譲渡条件付リースの所有権留保付割賦販売に相当するものなど、ユーザーが申告をする必要があるものもありますので、取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

※所有権移転外ファイナンスリース取引について、平成19年度税制改正により所得税、法人税の処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおりリース会社からの申告となります。

IV 償却資産申告書・種類別明細書（増減資産用）の書き方

1 種類別明細書（増減資産用）について

(1) 弥富市様式により申告される場合

前年度申告の際、弥富市様式にて申告された方については、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）に令和7年1月1日現在の申告資産が印字してあります。前年中に異動があった資産については、種類別明細書（増減資産用）に記入してください。

(2) 電算処理による独自様式又はエルタックス（eLTAX）により申告される場合

すべての資産を種類別明細書にて申告してください。

2 具体的な記入のしかた

償却資産申告書・種類別明細書（増減資産用）の具体的な記入方法につきましては、7ページ以降の記載例をご覧ください。

申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項にご留意ください。

《一般的な留意事項》

- 1 前年中に資産の異動がなかった方は、償却資産申告書の「19. 資産に増減なし」欄の□に☑をしてください。
- 2 用紙は感圧複写式（ノーカーボン）で、償却資産申告書・種類別明細書（増減資産用）とも2枚1組となっていますので、ずれないようにし、下敷きなどを敷いて記入してください。
1枚目が提出用、2枚目は控用ですので、1枚目を提出してください。なお、種類別明細書（全資産用・プレ申告用）については控用のみのため、提出する必要はありません。
- 3 個人番号又は法人番号欄について、控用の個人番号又は法人番号欄は複写されない加工となっています。

償却資産申告書の記載例

■ 申告書記入部分

1 住所（又は納税通知書送付先）、郵便番号及び電話番号を正確に記入し、フリガナを付してください。
また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。

3 氏名を記入し、フリガナを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。 ※押印は必要ありません。
屋号があれば記入してください。

6 事業種目を具体的に記入してください。
（例えば、建設業、飲食業等。）
また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記入してください。

8 この申告について直接
応答される方の係名、氏
名及び電話番号を記入し
てください。

申告書提出日及び申告年度を記入
してください。

5 所有者の個人番号又
は法人番号を右詰めで
記入してください。

7 事業を開始した年月
又は法人の設立年月を
記入してください。

9 経理を委託している税
理士等の氏名及び電話番
号を記入してください。

10~16 各項目について、該当する
□に☑をしてください。
なお、10、11、12及び13に該
当する場合は11ページを参照
してください。

2 住民票上の住所を記入し、フリガ
ナを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、商
業登記等の公簿上の所在地を記入し
てください。

4 所有者が法人の場合は、当該法人
の設立年月日を記入してください。
個人の場合は、記入する必要はあり
ません。

取得価額
(イ) 前年前に取得したもの
前年度までに申告済みの資産の
取得価額を資産の種類別に合計し
て記入してください。
なお、前年度までに申告した資
産がない場合は記入は不要です。
(ロ) 前年中に減少したもの
前年中に減少した資産の取得価
額を資産の種類別に合計して記入
してください。
(ハ) 前年中に取得したもの
前年中に取得した資産の取得価
額を資産の種類別に合計して記入
してください。

令和〇年〇月〇日
愛知県 弥富市長 殿
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所	フリガナ 住所 (納税通知書送付先) 電話番号	ヤトシマエガスチョウミナミホンデン 弥富市前ケ須町南本田335番地	5 個人番号又は 法人番号	0810381038103	10 短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
有	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	ヤトシマエガスチョウミナミホンデン 弥富市前ケ須町南本田335番地	6 事業種目	電気機器製造業	11 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
者	フリガナ 氏名 (法人にあってはその名 称及び代表者の氏名) 屋号	ヤトミデンキカブシキガイシャ 弥富電気株式会社 代表取締役 弥富 一郎	7 事業開始年月	平成18年 4月	12 非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	公簿上の生年月日 又は設立年月日	平成18年 4月 1日	8 この申告に 応答する 者の係及び氏名 電話番号	経理 弥富 花子 0567-65-1112	13 課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
			9 税理士等の氏名	弥富 次郎	14 特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
			電話番号	0567-65-1113	15 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法
					16 青色申告	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

資産の種類	取得価額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)		
1 構築物	2,000,000			2,000,000	
2 機械及び置	61,000,000		3,000,000	64,000,000	
3 船舶	0			0	
4 航空機	0			0	
5 車両及び具	1,150,000	250,000		900,000	
6 工具、器具 及び備品	1,282,000	500,000	208,000	990,000	
7 合計	65,432,000	750,000	3,208,000	67,890,000	

資産の種類	評 価 額	決 定 価 格	課 税 標 準 額	数 量
	(ホ)	(ヘ)	(ト)	
1 構築物				
2 機械及び置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び具				
6 工具、器具 及び備品				
7 合計				

市(区)町村内に おける事業所等 資産の所在地	① 弥富市神戸三丁目25番地 <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
	② <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
	③ <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家
借用資産	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
貸主の名称等	弥富リース株式会社
19	<input type="checkbox"/> 資産に増減なし
20	<input type="checkbox"/> 該当資産なし
21	<input type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・その他(年 月 日)
22	備考(添付書類等)

第二十六号様式 (提出用)

17 事業所等資産の所在地を記入し
てください。
また、2ヵ所以上の資産の所在
地がある場合には、それぞれの所
在地を記入し、その主となる場所
の番号を○で囲んでください。
(法人は事務所所在地、個人は主
たる資産所在地)

18 借用(リース)資産の有無につ
いて該当する場合は、□に☑をし
てください。借用資産がある場合
には、貸主の名称等を記入して
ください。

19~21 該当する項目の番号の□に
☑をしてください。
また、21欄については、そ
の原因年月日も記入してくだ
さい。

22 その他添付書類等この申告に必
要な事項及び参考となるべき事項
があれば記入してください。
(例) 令和7年4月廃業、令和7年
4月1日〇△会社と合併し、□△
会社へ、令和7年4月株式会社
〇〇〇へ社名変更等

※ 前年度と資産の増減が無い場合
は19欄、償却資産が無い場合は
20欄の□に☑をしてください。

種類別明細書(増減資産用)の記載例

申告書記入部分

所有者名
氏名又は名称を記入してください。

異動区分
「1. 増加」、「2. 減少」、「3. 訂正」の異動の区分に対応する1から3までの数字を記入してください。

- ①資産が増加した場合
当該資産の異動区分に「1」、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数及び増減事由を記入してください。
- ②資産が全部減少した場合
当該資産の異動区分に「2」、資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数、増減事由を記入した上で、取得価額に「0」、摘要に「減少前の取得価額」を記入してください。
- ③資産が一部減少した場合
当該資産の異動区分に「2」、資産の名称等、数量、取得年月、耐用年数、増減事由を記入した上で、取得価額に「減少後の取得価額」、摘要に「減少前の取得価額」を記入してください。
- ④資産の名称等の訂正をする場合
当該資産の異動区分に「3」を記入し、続いて、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数をそれぞれ記入してください。

- 資産の種類
1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品
- 該当する番号を記入してください。

異動区分が複数ある場合、区分ごとにまとめて記入してください。
また、それぞれの異動区分の間は1行空けてください。

令和〇年度
種類別明細書(増減資産用)

行番号	異動区分(注1)	資産の種類(注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月(注3)			元日取得(注4)	取得価額(注5)	耐用年数	申告年度	増減事由(注6)	摘要(注5)
						年号	年	月						
01	1	2		蓄電器製造設備	1	5	7	4		1,000,000	7	8	1	
02	1	2		電気機器 部品製造設備	1	5	7	5		2,000,000	7	8	2	
03	1	6		パソコン	1	5	7	10		208,000	4	8	1	
04														
05	2	6		測定工具	1	3	60	3		0	5	61	3	100,000 (全部減少)
06	2	6		パッケージ型エアコン	1	4	27	4		0	4	28	4	400,000 (全部減少)
07	2	5		天井クレーン	2	3	61	6		900,000	4	62	4	1,150,000 (一部減少) 数量3→2
08														
09	3	6		保管庫	1	4	30	7		126,000	20	31	6	資産の名称等訂正 訂正前名称:金庫
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
小 計					7					4,234,000				

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」(例)全部減少の場合は「0」が入ります。を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

そのままパンチ入力しますので、文字、数字は欄内に明確に記入してください。
「//」や「同上」は不可。

取得年月
当該資産の取得年月を記入してください。
年号欄……… 3 → 昭和
年号欄……… 4 → 平成
年号欄……… 5 → 令和

取得価額
当該資産の取得価額を記入してください。
取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他の償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)
また、所得税法及び法人税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年数を記入してください。
中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。
短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。この場合「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

申告年度
当該資産の申告年度を数字のみで記入してください。
(例) 令和8年度 → 8
平成27年度 → 27

増減事由
「1. 新品取得」、「2. 中古品取得」、「3. 売却」、「4. 滅失」、「5. 移動」、「6. その他」の増減の事由に対応する1から6までの数字を記入してください。

元日取得
当該資産を元日(1月1日)に取得した場合は「1」を記入してください。

摘要
当該資産について、次のような事項を記入してください。
非課税又は課税標準の特例がある資産については、その適用条項(例、法349条の3第1項)
※ 証明書類等確認できるものを添付してください。
他の市町村から移動して受け入れた資産については、その旨の表示と移動年月。
(例、7年4月企業内移動)
その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。
(例、申告もれ等)

第二十六号様式別表二(提出用)

3 償却資産申告書の書き方（7・8ページ記載例参照）

欄	記入のしかた	留意事項
1 住所（又は納税通知書送付先）	住所（又は納税通知書送付先）、郵便番号及び電話番号を正確に記入し、フリガナを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記入することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っておれば、当該事務所等の所在地を記入することになります。
2 公簿上の住所又は所在地	住民票上の住所を記入し、フリガナを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、商業登記等の公簿上の所在地を記入してください。	
3 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	氏名を記入し、フリガナを付してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。 ※押印は必要ありません。 屋号があれば記入してください。	
4 公簿上の生年月日又は設立年月日	所有者が法人の場合は、当該法人の設立年月日を記入してください。個人の場合は、記入する必要はありません。	
5 個人番号又は法人番号	社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入により、通知された番号を記入してください。	個人番号等の確認のため、個人番号カード・通知カード・住民票の写し等を提示してください。
6 事業種目（資本金等の額）	事業の種目を具体的に記載してください（例えばミシン製造業、自動車販売業等）。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
7 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。	
8 この申告に応答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
9 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。	
10 短縮耐用年数の承認	所得税法又は法人税法の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	「有」に該当する場合は「承認通知書」の写しを添付してください。
11 増加償却の届出	所得税法又は法人税法の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	「有」に該当する場合は「届出書」の写しを添付してください。
12 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。 なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
13 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する場合は、 <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。

欄	記入のしかた	留意事項
14 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び所得税法又は法人税法の規定による圧縮記帳の有無について該当する場合は、□に☑をしてください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
15 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する場合は、□に☑をしてください。	
16 青色申告	所得税法又は法人税法の規定による青色申告の有無について該当する場合は、□に☑をしてください。	
17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	市内における事業所等資産の所在地を記入してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1ヵ所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送付先)」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。
18 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する場合は、□に☑をしてください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。	
19 資産に増減なし 21 転出・廃業・解散・その他	該当する番号欄の□に☑をしてください。	21欄については、その原因年月日も記入してください。
22 備考(添付書類等)	次のような事項を記入してください。 ① 短縮耐用年数の短縮の承認通知書の写し、増加償却の届出書の写し等の添付した書類の名称 ② 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④ 前年中の所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所及び氏名 ⑥ その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	
取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 (イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	前年前に取得したもの(イ)の額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じです。 (前年申告済の方は電算打ち出ししてあります。)
評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)	記入する必要はありません。 ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入を必要とします。	電算機により計算します。

4 種類別明細書（増減資産用）の書き方（9・10ページ記載例参照）

(1) 前年中に増加・減少した資産

種類別明細書（増減資産用）に9・10ページを参考にして、該当資産を記入してください。

なお、一部減少の場合は、9・10ページを参考に正しい現存価額を記入してください。

加えて、減少した場合は摘要に減少前の取得価額及び全部減少あるいは一部減少のどちらに該当するかを記入してください。

欄	記入のしかた	留意事項
所有者名	氏名又は名称を記入してください。 また、この「種類別明細書（増減資産用）」について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
異動区分	「1. 増加」、「2. 減少」、「3. 訂正」の異動の区分に対応する1から3までの数字を記入してください。	
資産の種類	「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。	
物件番号	記入する必要はありません。	電算機により自動的に番号が打たれます。
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記入してください。	ていねいに記入してください。
数量	資産の数量を記入してください。	
取得年月 (年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記入してください。年号欄については、「3. 昭和」「4. 平成」「5. 令和」の年号に対応する数字を記入してください。	
元日取得	当該資産を元日（1月1日）に取得した場合は「1」を記入してください。	
取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 また、所得税法又は法人税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 また、異動区分が「2. 減少」の場合は、取得価額の欄に減少後の取得価額（全部減少の場合は「0」）を、加えて、摘要の欄に減少前の取得価額を記入してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。 詳細は、担当課へお尋ねください。

欄	記入のしかた	留意事項
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず耐用年数の短縮の承認通知書の写しを添付してください。
申告年度	当該資産の申告年度を数字のみで記入してください。 (例) 令和8年度 → 8、平成27年度 → 27	
増減事由	「1. 新品取得」、「2. 中古品取得」、「3. 売却」、「4. 減失」、「5. 移動」、「6. その他」の増減の事由に対応する1から6までの数字を記入してください。	
摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ① 課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第349条の3第1項） ② 割賦販売資産等法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等 ③ 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④ 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥ その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項	
(注) 「法」…地方税法		

(2) 前年中資産が大幅に減少した場合

資産が大幅に減少し、種類別明細書（増減資産用）に書ききれない場合等については、お手数ですが、同封している種類別明細書（全資産用・プレ申告用）を複写していただき、その明細書中の該当資産を線引きにて抹消し、摘要の欄に減少の事由（売却、廃棄、移動等）を記入し、ご提出いただいても構いません。

(3) 資産の名称等の訂正の場合

資産の名称や取得価額等に誤りがあるときは、種類別明細書（増減資産用）に9・10ページを参考にして、正しい名称や取得価額等を記入してください。加えて、摘要に訂正項目及び訂正前の内容を記入してください。

地方税ポータルシステム
エルタックス
eLTAX
弥富市の償却資産（固定資産税）の申告は **eLTAX** を利用して電子申告ができます。
エルタックスは地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

◆PCdesk（電子申告ソフトウェア）で簡単に電子申告が行えます。

電子処理による独自の様式で申告される方は、種類別明細書については、PCdeskの添付資料機能により独自様式データを添付するだけで申告データとすることができます。PCdeskはエルタックスホームページから無償で取得できます。

◆利用手続などの詳細は、エルタックスホームページで！ <http://www.eltax.lta.go.jp/>



エルタックス で 検索 できます。

ヘルプデスク電話番号 0570-081459（左記でつながらない場合は、03-5521-0019）